

# 道立青少年教育施設の今後の在り方

令和7年（2025年）3月

北海道教育委員会

# 目 次

1 はじめに	P.1
2 道立青少年教育施設の変遷	
(1) 設置の経緯	P.2
(2) これまでの経過	P.2
(3) 在り方の見直し	P.2
3 道立青少年教育施設の現状	
(1) 設置目的と事業	P.3
ア 主催事業	
イ 受入事業	
ウ 調査・研究	
エ その他	
(2) 管理運営の状況	P.4
ア 管理運営の体制	
イ 指定管理業務	
ウ 駐在職員の配置	
(3) 施設の現況	P.6
ア 立地条件・地域特性	
イ 施設・設備	
(4) 利用状況	P.7
ア 利用者数	
イ 対象別利用状況	
4 道立青少年教育施設を取り巻く状況	
(1) 青少年の状況	P.9
ア 児童生徒数の減少	
イ 価値観や生活様式の変化	
ウ 体験の格差	
エ 本道の教育課題	
(2) 道内の青少年教育施設等の状況	P.10
ア 国立青少年教育施設	
イ 市町村立青少年教育施設	

ウ その他の公立施設	
エ 他府県の青少年教育施設	
(3) 民間事業者やNPOの状況	P. 13

## 5 道立青少年教育施設の成果と課題

(1) 機能	P. 14
ア 体験活動の推進	
イ 生涯学習の促進	
ウ 人材育成の推進	
エ 調査・研究	
(2) 管理運営	P. 15
ア 指定管理者制度による運営	
イ 業務の実施状況の把握と評価	
ウ 運営経費	
エ 職員の体制	
(3) 施設・設備	P. 16
ア 施設の配置	
イ 施設・設備の老朽化	

## 6 道立青少年教育施設の今後の方向性

(1) 機能	P. 18
ア 体験活動の推進	
イ 生涯学習の促進	
ウ 人材育成の推進	
エ 調査・研究	
(2) 管理運営	P. 19
ア 指定管理者制度の継続	
イ 管理の目標の適正化	
ウ 運営経費の見直し	
エ 職員の配置	
(3) 施設・設備	P. 20
ア 施設配置の見直しの視点と方向性	
イ 施設・設備の修繕・改修の考え方	

# 1 はじめに

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、昭和37年（1962年）から平成9年（1997年）までに整備した道立青少年教育施設（「青年の家」1施設、「少年自然の家」6施設）について、社会情勢の変化や求められる教育ニーズを踏まえて役割や機能を見直し、平成21年（2009年）に「道立青少年教育施設の基本的な考え方」を示した上で、平成23年（2011年）に「道立青少年教育施設の在り方」を取りまとめ、全施設を「青少年体験活動支援施設」と位置付けました。その後、1施設（洞爺少年自然の家）の廃止を経て、平成26年（2014年）から現在の6施設の体制で、体験活動のプログラム開発とそれらを体験できる場や機会の提供などにより、本道の青少年の体験活動を支援するとともに、道民の生涯学習活動の促進に取り組んできました。

そのような中、全国を上回るスピードで進む人口減少、Society5.0<sup>\*1</sup>の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化しており、近年のこうした社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域コミュニティ活動の停滞や、子どものリアルな体験の不足、体験格差が指摘されるなど、青少年教育を取り巻く状況も大きく変わってきています。

また、学校においては、GIGAスクール構想<sup>\*2</sup>の実現、地域課題探究型の学習活動<sup>\*3</sup>の推進、地学協働<sup>\*4</sup>の推進、教員の働き方改革等、様々な教育施策の推進や教育課題への対応が進められており、学校の青少年教育施設に対するニーズにも変化が生じてきています。

一方、国においては、令和2年度（2020年度）から社会教育士<sup>\*5</sup>制度が始まり、本道においても、地域における様々な分野で活躍する社会教育士が増えつつあるとともに、地域づくりや子どもの健全育成等に携わる民間事業者・NPOが増加するなど、教育課題の解決に向けた地域主体の取組に対する期待が一層高まっています。

道立青少年教育施設が、こうした社会の変化や教育の現状に対応し、その役割を十分果たすためには、青少年教育の推進拠点としての機能を再構築するとともに、道内の多様な担い手を支援するための教育機能を一層発揮していくことが重要です。

こうしたことから、「道立青少年教育施設の基本的な考え方」の策定から15年が経過した今、これからの道立青少年教育施設が果たすべき役割について、機能や配置、運営の観点等から、外部有識者による道立青少年体験活動支援施設運営方針検討会議で改めて検討し、北海道生涯学習審議会における意見を踏まえ、「道立青少年教育施設の今後の在り方」として取りまとめたものです。

---

## \*1 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、超スマート社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において提唱。

## \*2 GIGAスクール構想

令和元年（2019年）12月に閣議決定。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することや「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。令和3年（2021年）4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタート。

## \*3 地域課題探究型の学習活動

地域の住民と生徒が地域の課題に向き合い、多様な経験や技術をもつ地域の人材・企業等の協力を得ながら、課題解決に向けて協働する学習活動。

## \*4 地学協働

コミュニティ・スクールや地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の一体的な展開を目指した道教委の施策。

## \*5 社会教育士

大学における社会教育に関する必要科目の単位を修得、又は文部科学省の社会教育主事講習を修了した者に付与される称号。

## 2 道立青少年教育施設の変遷

### (1) 設置の経緯

我が国では、戦後の混乱期、青年たちが新しい時代を目指して学ぶ青年学級の活動が活発になり、郷土復興や地域づくりに大きく貢献してきました。当時の活動拠点は公民館であり、青年団講習と称した宿泊型の研修会も盛んに行われていましたが、宿泊施設がなく寺社を借用するなど、学習環境は不十分でした。

文部省は、戦後の復興が進む昭和32年(1957年)に政府が発表した新長期経済計画において、教育も経済発展に寄与すべきとの考えが示されたことを受けて、昭和33年(1958年)に青年学級が共同利用する職業教育施設としての「青年の家」を構想し、整備のための補助制度を創設しました。

昭和34年(1959年)、国立中央青年の家(静岡県)の設置によって、「青年たちが一緒に泊まり込んで議論し、学び、交流する(団体宿泊訓練)研修施設」という基本的なコンセプトが確立したことで全国各地に公立青年の家の設置が進み、道は、昭和37年(1962年)に「団体宿泊訓練を通じて健全な青少年の育成を図る」ことを目的とする道立青年の家(深川市)を設置しました。

一方、高度経済成長は、我が国を世界有数の経済大国に押し上げた反面、公害や急速な都市化による自然環境との断絶などを招きました。そこで、昭和45年(1970年)に文部省は、公立少年自然の家の整備に対する補助を開始し、道においても、「自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動、自然観察その他の活動を通じて、少年の健全な育成を図る」ため、昭和48年(1973年)に道立洞爺少年自然の家(旧洞爺村)、昭和51年(1976年)に道立砂川少年自然の家(砂川市)を設置しました。

### (2) これまでの経過

道教委は、平成元年(1989年)に「道立青少年教育施設整備の基本的在り方(最終報告)」を受け、少年自然の家を6つの生活経済圏ごとに整備することとした基本的な考え方の下、平成3年(1991年)に道立常呂少年自然の家(旧常呂町)、平成5年(1993年)に道立厚岸少年自然の家(厚岸町)、平成8年(1996年)に道立森少年自然の家(森町)、平成9年(1997年)に道立足寄少年自然の家(足寄町)を設置したことで、青年の家を合わせて全7施設の整備が完了し、「団体(集団)宿泊訓練によって、本道の青少年の健全育成を図ること」を共通する使命として、本道における青少年教育推進上の広域圏施設として運営してきました。

### (3) 在り方の見直し

こうした中、本道の子どもたちを取り巻く課題の多様化や児童生徒数の減少、さらには、類似施設の増加や道の行財政改革など、社会情勢の変化が進み、道立青少年教育施設の果たすべき役割や機能を見直す必要性が生じたことから、平成21年(2009年)12月に「道立青少年教育施設の基本的な考え方」、平成23年(2011年)11月に「道立青少年教育施設の在り方」を取りまとめ、青年の家と少年自然の家の7施設を、子どもたちの体験活動を支援する施設(体験活動支援施設)と位置付けるとともに、青年の家には、子どもたちの体験活動プログラムを開発する機能を付加し、プログラム開発の拠点施設(プログラム開発施設)とする方向性を示し、新たな名称を「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル(地名)」(以下、「ネイパル」という。)としました。

その後、平成25年(2013年)2月に取りまとめた「道立少年自然の家の配置の見直し」により、平成26年(2014年)3月に道立洞爺少年自然の家を廃止するとともに、「北海道立青年の家条例」の廃止、「北海道立少年自然の家条例」の改正により、「北海道立青少年体験活動支援施設条例」が公布され、同年4月以降、現在の6施設の体制となりました。



図1 現在の道立青少年教育施設の配置

### 3 道立青少年教育施設の現状

#### (1) 設置目的と事業

施設の設置目的は、「青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を促進するため」と、北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年4月1日条例第4号。以下「設置条例」という。）において定められています。

また、同条例において、以下の4つの事業が示されています。

- ・ [主催事業] 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関する事業を企画し、及び開催すること。
- ・ [受入事業] 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関し、体験活動支援施設の施設及び設備を利用に供し、並びに必要な指導又は助言を行うこと。
- ・ [調査研究] 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関し、調査研究を行い、資料を収集し、及びこれらの結果を利用に供すること。
- ・ [その他] その他設置の目的を達成するために必要な事業

#### ア 主催事業

各施設では、周辺地域の特色や教育資源を活かした多様な体験活動を提供する主催事業や、北海道総合教育大綱及び北海道教育推進計画、国の動向等を踏まえ、防災教育やリーダー養成、障がい者の生涯学習など、本道の教育課題をテーマとした体験活動・学習機会を提供するための主催事業を計画的に企画し、実施しています。

##### <令和5年度（2023年度）の主催事業のテーマ例>

- (ア) 子どもたちを取り巻く教育課題や現代的課題に対応する事業
- (イ) 地域の教育資源や指定管理者のノウハウを活用した事業
- (ウ) 災害時でも子どもたちが主体的に行動できる力を育成する事業
- (エ) 本道の歴史・文化の魅力を伝える若者を育成する事業
- (オ) 青少年の自然体験、社会体験、生活体験を推進する事業
- (カ) 指導者及びボランティア、地域リーダーを養成する事業
- (キ) 地域住民の生涯学習を促進する事業
- (ク) その他、道教委の施策に関連した事業

#### イ 受入事業

学校や団体の研修計画に基づき、宿泊や日帰りでの施設利用を受け入れており、青少年に限らず、幼児から高齢者まで様々な世代の利用により、広く道民の生涯学習活動を促進しています。

利用の内訳としては、学校の宿泊研修による利用が最も多く、利用者数の約半数を占めており、次いで社会教育関係団体が多く、その他、部活動や家族、グループ、企業などが、体験や交流、学習など様々な目的で利用しています。

各施設では、学校や団体の研修活動が効果的に行われるよう、職員による事前相談や体験活動の直接指導など、必要な指導・助言を行うほか、地域の教育資源や指定管理者の特性を生かした多様な体験活動プログラムを用意し、提供しています。

#### ウ 調査・研究

各施設では、実施した主催事業の目的や成果と課題等について分析・評価しており、道教委は、全施設の実施結果を取りまとめた「体験活動プログラム集（ネイパル主催事業報告書）」を作成しホームページで公表するとともに、学校や市町村教育委員会、青少年教育施設等に情報提供し、取組の普及を図っています。

※ 平成26年（2014年）から令和3年（2021年）までの期間は、指定管理者との連携・協力の下、本道の教育課題に対応したプログラムの効果や参加者の変容を検証する「パイロットプログラム事業」を実施し、体験活動プログラム集として取りまとめています。

## エ その他

施設理解や、利用促進、教育機能の有効活用の観点から、学校や教育委員会、団体等からの要請に応じて、職員が出向いて体験プログラムの提供や事業等の支援を行う「アウトリーチ事業」を実施しています。

また、指定管理者が、利用者の増加や利便性の向上等を図ることを目的として、自ら企画し実施する「自主企画事業」を行うことが可能となっており、複数の施設で取組が図られています。

## (2) 管理運営の状況

### ア 管理運営の体制

平成 15 年（2003 年）の地方自治法の改正に伴い、平成 18 年度（2006 年）に先行して道立砂川少年自然の家に、平成 19 年度（2007 年度）から残る 6 施設に指定管理者制度を導入し、民間の手法を用いて、弾力性・柔軟性のある施設運営を行ってサービスの向上を図っており、令和 6 年度（2024 年度）現在、指定管理は 6 期目の管理運営を行っています。

指定管理者制度導入から第 3 期までは、指定管理期間を 2～3 年としていましたが、安定的な管理運営とするため、第 4 期及び第 5 期は 4 年、現在の第 6 期は 5 年の指定管理期間としています。

表 1 道立青少年教育施設の指定管理者の推移

施設名	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	H19～H21	H22～H23	H24～H25	H26～H29	H30～R3	R4～R8
ネイパル深川	スポーツピア・東洋実業・日の出会館コンソーシアム		(株)スポーツピア			
ネイパル砂川	(財)北海道子どもの国協会 ※H18 から先行指定管理		(一財)北海道子どもの国協会			
ネイパル 森	(特非)森の仲間たち					
ネイパル北見	(株)阿寒グランドホテル			根釧 NET・クロエ_コンソーシアム		(特非)根釧野外教育センター 屯田の杜野外学校
ネイパル足寄	(特非)あしよる観光協会					(株)オカモト
ネイパル厚岸	(特非)根釧野外教育センター屯田の杜野外学校	根釧 NET・クロエ_アース・アライアンスコンソーシアム		根釧 NET・クロエ_コンソーシアム		(株)オカモト

### イ 指定管理業務

指定管理者が行う業務の範囲は、設置条例により定められているとともに、業務の遂行に当たり、住民に提供すべきサービスの水準を確保するため、「要求水準書」により業務の細目ごとに具体的な水準を示すとともに、「管理の目標」を定めています。

表 2 要求水準書で示す指定管理業務とその細目

業 務		細 目
1 維持管理業務	(1) 施設保守業務	ア 法定点検等 イ 建物、工作物及び物品等の管理 ウ 屋外施設設備の管理 エ 樹木・芝生の管理 オ 修繕・補修 カ 屋外活動エリアの整備
	(2) 警備業務	ア 巡視・点検等 イ 夜間・休業日警備（有人常駐警備） ウ 巡視・点検の管理記録
	(3) 衛生管理業務	ア ごみの収集・搬出 イ 清掃・衛生環境整備 ウ 寝具類の衛生 エ 空気環境の管理
	(4) その他の業務	ア 除排雪業務 イ その他

2 運営業務	(1) 利用料金収受等業務	ア 料金設定 イ 利用承認 ウ 料金収受
	(2) 窓口業務	ア 利用相談 イ クレーム対応
	(3) 食事提供業務	ア 食事の提供 イ 食事料金の設定 等
	(4) 受入事業業務	ア 受入環境整備 イ 利用調整 ウ その他（ICTの活用に関する利用者サービスに関すること） エ その他（「北海道みんなの日（7月17日）」に関すること）
	(5) 主催事業実施業務	ア 事業計画作成 イ 事業実施の事前準備 ウ 事業運営 エ 事業事後処理 オ その他（地域創生・SDGsを意識した取組） カ その他（道や道教委等が推進する運動等に協賛する取組）
	(6) 普及啓発事業実施業務	ア 施設開放
	(7) 利用促進業務	ア 広報活動 イ 利用促進のための主催事業の実施 ウ その他
	(8) 地域住民等との協働業務	ア 施設運営委員会 イ 関係団体等との連携促進 ウ ボランティアの育成 エ 地域貢献
	(9) 安全管理業務	ア 安全対策 イ 緊急時対応
	(10) その他の業務	ア 各種報告書等の作成 イ その他

表3 管理の目標（令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで）

	項目	達成目標及び業績評価	指標値
①	利用促進	年間宿泊室稼働率の確保	60%以上
②		主催事業の参加者充足率	90%以上
③		利用団体等への訪問、各種広報活動	20回以上
④	安全かつ快適な施設環境の提供	施設の清潔さ、快適さ、利用しやすさ	90%以上
⑤	地域との連携協働	主催事業や施設運営に当たり地域住民や関係団体の参画	4回以上
⑥	利用者満足度の向上	利用者満足度調査	90%以上

#### ウ 駐在職員の配置

協定書により、各施設が教育機関としての機能を円滑に発揮するため、指定管理者に対して、社会教育や生涯学習に対する専門的・技術的な指導・助言や業務の協力を行う3名の道教委職員（社会教育主事）が駐在しています。

### (3) 施設の現況

#### ア 立地条件・地域特性

ネイパルは、設置の経緯から、国立公園に隣接するなど自然環境に恵まれた場所に設置されているため、公共交通機関のアクセスは決してよいとは言えないものの、立地による特色ある教育資源が周辺に点在し、自然体験に限らず、地域の歴史や文化・芸術、スポーツなど、様々な学習活動の展開が可能です。

表4 近隣の教育資源と交通アクセス

施設	近隣の教育資源等の例	交通アクセス
ネイパル深川	音江環状列石（国指定史跡）、深川市郷土資料館、雨竜沼湿原（雨竜町）、沼田町化石体験館、妹背牛町カーリングホール、カムイスキーリンクス（旭川市）など	・JR 深川駅からバス 15 分 ・高速バス「ネイパル深川」下車
ネイパル砂川	道立こどもの国公園、砂川オアシスパーク、砂川市 B&G 海洋センター、かもい岳国際スキー場（歌志内市）、滝川市美術自然史館など	・JR 砂川駅から車 15 分 ・高速バス「砂川石山」下車、徒歩 30 分
ネイパル 森	大沼国立公園（駒ヶ岳、大沼等）、垣ノ島遺跡・大船遺跡（世界遺産）、鷲ノ木遺跡（世界遺産関連資産）、北海道電力森地熱発電所、しかべ間欠泉（北海道遺産）など	・JR 赤井川駅から徒歩 20 分 ・大沼公園駅から車 15 分
ネイパル北見	網走国立公園（オホーツク海岸、サロマ湖、能取湖等）、常呂遺跡（国指定史跡）、アドヴィックス常呂カーリングホール、北網圏北見文化センター、北見ハッカ記念館など	・JR 網走駅からバス 60 分 ・常呂交通ターミナルからバス 15 分
ネイパル足寄	阿寒国立公園（雌阿寒岳、オンネトー等）、ラワンブキ（北海道遺産）、足寄動物化石博物館、銀河の森天文台（陸別町）など	・足寄バスターミナル下車、徒歩 20 分 ・道東道足寄 I C から車 15 分
ネイパル厚岸	厚岸霧多布昆布森国立公園（厚岸湖、別寒辺牛湿原、霧多布湿原等）、厚岸町 B&G 海洋センター、厚岸町海事記念館、厚岸町郷土館など	・JR 厚岸駅からバス 13 分 ・JR 釧路駅から車 60 分

#### イ 施設・設備

ネイパルは、宿泊型の青少年教育施設として、研修室や体育館のほか、宿泊室（定員 200 名）、食堂、浴室、談話スペースなど、利用者が共同生活を体験しながら活動することのできる施設・設備を有しており、集団宿泊活動に適した構造となっています。

それぞれの設置の経緯から、ネイパル深川（旧道立青年の家）は、少人数用の宿泊室や研修室、茶室、テニスコートなど成人向けの設備が充実しており、他の 5 施設（旧道立少年自然の家）は、大人数用の宿泊室や、キャンプ場などの野外活動設備が充実しています。

ネイパル北見（旧常呂少年自然の家）は、昭和 43 年（1968 年）に建設され、平成 3 年（1991 年）に旧常呂町から道に移管された際に、宿泊棟を増改築しています。

ネイパル砂川は、令和 3 年（2021 年）に、将来的な部屋稼働率の推計や代替施設となる同種・類似施設の有無等を勘案した結果、施設の存続及び長寿命化改修について決定し、令和 5 年（2023 年）10 月から令和 6 年（2024 年）5 月までにかけて長寿命化改修工事を実施しました。

表5 各施設の概要

施設	建築年度	延床面積	敷地所有者	その他
ネイパル深川	H11	7,014 m <sup>2</sup>	北海道	S37 開所、H11 改築
ネイパル砂川	S50	2,945 m <sup>2</sup>	道立公園施設を共用	R5 に長寿命化改修
ネイパル 森	H8	4,268 m <sup>2</sup>	森町	
ネイパル北見	S43	3,179 m <sup>2</sup>	北見市	H3 常呂町からの移管時に増改築
ネイパル足寄	H9	4,234 m <sup>2</sup>	足寄町	指定緊急避難場所
ネイパル厚岸	H5	3,918 m <sup>2</sup>	厚岸町	指定緊急避難場所

表6 各施設の宿泊室等の状況

施設	定員	宿泊室							研修室、野外設備等	
		2人部屋	4人部屋	8人部屋	12人部屋	16人部屋	引率室	講師室	研修室	その他
ネイパル深川	200	26	29	4			2	2	8	体育館、多目的ホール、創作実習室、茶室、テニスコート、野外炊事場、営火場等
ネイパル砂川	200	-	-	-	14	2	2	-	1	体育館、談話室、野外炊事場、キャンプ場、営火場、太陽の丘等
ネイパル 森	200	-	-	25	-	-	2	-	4	体育館、創作工作室、集いの広場、野外炊事場、キャンプ場、営火場、グラウンド等
ネイパル北見	200	-	-	10	10	-	2	-	4	体育館、出会いの広場、語り合い広場、野外炊事場、キャンプ場、営火場等
ネイパル足寄	200	-	-	25	-	-	4	1	5	体育館、創作工作室、集いの広場、運動広場、野外炊事場、キャンプ場、営火場等
ネイパル厚岸	200	-	-	25	-	-	1	2	5	体育館、室内キャンプファイヤー、工作室、野外炊事場、キャンプ場、営火場等

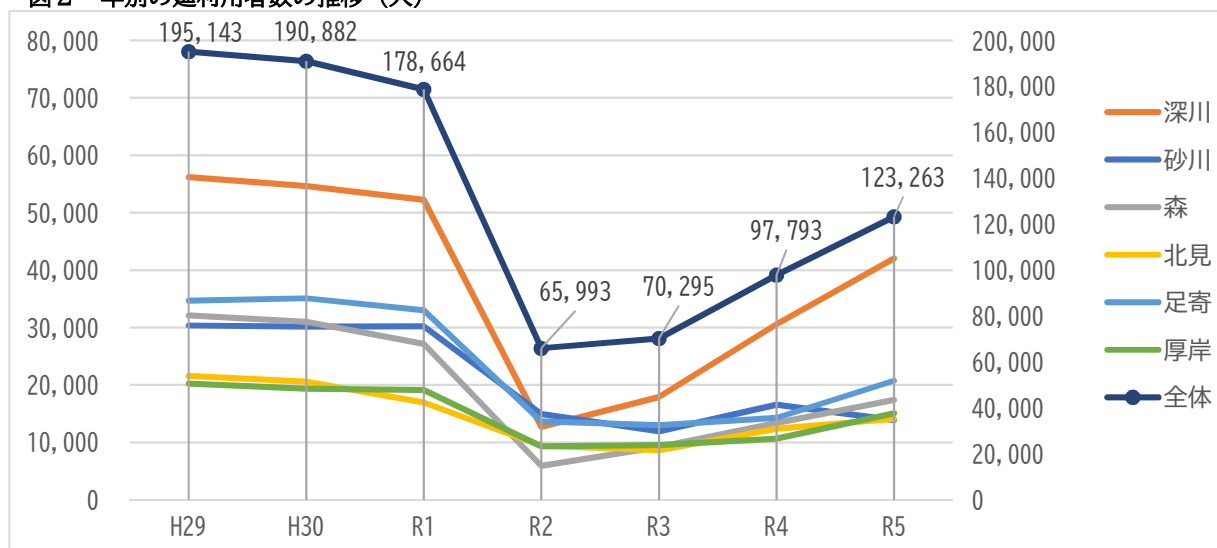
#### (4) 利用状況

##### ア 利用者数\*6

平成29年(2017年)には、6施設合計で年間19万人を超える利用がありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年(2020年)には、約6万6千人とピーク時の約34%まで利用者数が落ち込みました。その後、令和5年度(2023年度)には、約12万3千人と約63%まで利用が回復しましたが、児童生徒数の減少やコロナ禍がきっかけとなった道民の価値観や生活様式の変化等により、十分な利用者数の回復に時間を要している状況となっています。

なお、令和5年度(2023年度)に策定した北海道教育推進計画では、目標指標の一つとして「道立青少年体験活動支援施設の利用者数」を18.9万人と設定しております。

図2 年別の延利用者数の推移(人)



\*6 利用者数

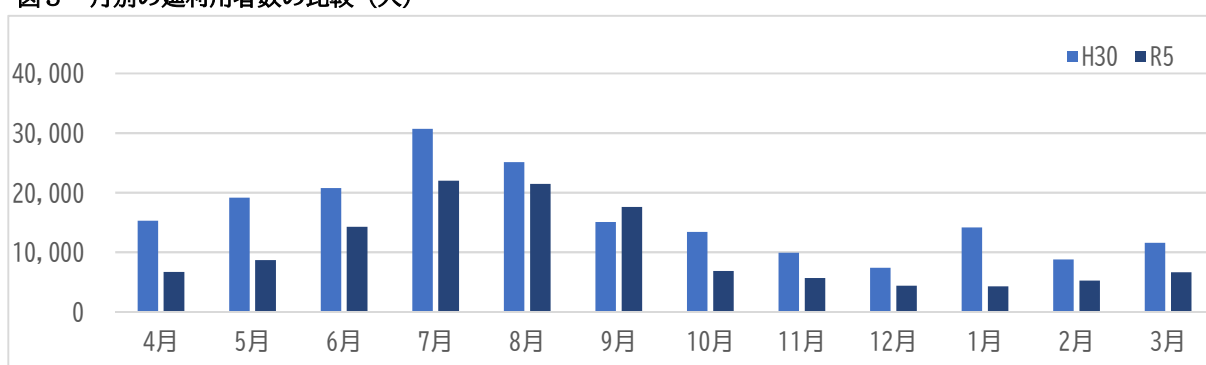
利用者数(延利用者数)は、日帰者数と実宿泊者数、延宿泊者数の総計。なお、1人が2泊3日で宿泊利用した場合、実宿泊者数を1人、延宿泊者数を2人とカウント。

表7 各施設の利用者数の内訳（令和5年度（2023年度））

	日帰者数	実宿泊者数	延宿泊者数	延利用者数
ネイパル深川	2,680人	17,802人	21,571人	42,053人
ネイパル砂川	397人	6,475人	7,018人	13,890人
ネイパル 森	1,841人	6,853人	8,697人	17,391人
ネイパル北見	2,463人	5,006人	6,669人	14,138人
ネイパル足寄	4,555人	6,696人	9,475人	20,726人
ネイパル厚岸	5,149人	4,517人	5,399人	15,065人
合計	17,085人	47,349人	58,829人	123,263人

月別では、季節や時期によって施設の利用に大きな差が生じており、学校の宿泊研修や団体の活動が多い6月から9月にかけて利用が集中する一方で、11月から3月までにかけては、ピークの月の4分の1から5分の1程度の利用となっています。

図3 月別の延利用者数の比較（人）



### イ 対象別利用状況

令和5年度（2023年度）の利用者数を属性で見ると、学校の宿泊研修利用者が約6万4千人（52.2%）、次いで社会教育関係団体が約3万2千人（25.9%）となっており、この2つを合わせると、利用者全体の約4分の3を占めており、これについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前からほぼ同様の比率となっています。

表8 対象別利用者の推移（人）

利用者の属性		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受入事業	学校	104,314	99,879	93,490	36,672	43,028	54,058	64,393
	社会教育関係団体	44,342	44,964	42,737	8,748	12,584	23,724	31,973
	保育所・幼稚園	2,705	2,878	2,912	565	648	647	1,212
	家族	2,518	2,918	3,138	741	779	871	1,174
	老人クラブ等	759	740	360	131	77	48	160
	企業等	2,661	2,338	1,497	749	898	1,218	2,671
	その他	11,024	9,592	7,763	6,674	2,344	6,289	10,240
主催事業		26,910	27,573	26,767	11,713	9,937	10,938	11,440
全体		195,233	190,882	178,664	65,993	70,295	97,793	123,263

## 4 道立青少年教育施設を取り巻く状況

道立青少年教育施設は道内の青少年教育の推進はもとより、生涯学習の振興にも大いに寄与してきましたが、平成 21 年（2009 年）に「道立青少年教育施設の基本的な考え方」について取りまとめた当時と比べて、施設を取り巻く社会の情勢は大きな変化を遂げています。

### (1) 青少年の状況

#### ア 児童生徒数の減少

道内においては、少子化が進展し、平成 19 年度（2007 年度）と令和 5 年度（2023 年度）を比較すると、学校数は 22.2%、児童生徒数は 22.7%の減少となっています。

表9 北海道における学校数の変化

学校種	H19	R5	増減
小学校	1,334 校	950 校	-28.8%
中学校	696 校	563 校	-19.1%
義務教育学校	-	26 校	-
高等学校	327 校	271 校	-17.1%
中等教育学校	1 校	2 校	200%
特別支援学校	62 校	73 校	17.7%
合計	2,420 校	1,885 校	-22.1%

表10 北海道における児童生徒数の変化

学校種	H19	R5	増減
小学校	286,496 人	223,637 人	-21.9%
中学校	154,550 人	121,177 人	-21.6%
高等学校	154,723 人	113,005 人	-27.0%
特別支援学校	4,456 人	5,958 人	13.4%
合計	600,225 人	463,777 人	-22.7%

※ 義務教育学校（R5：3,587 人）のうち、前期課程は小学校へ、後期課程は中学校に振り分けています。  
 ※ 中等教育学校（R5：1,373 人）のうち、前期課程は中学校へ、後期課程は高等学校に振り分けています。

#### イ 価値観や生活様式の変化

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術の発展やグローバル化の進展、産業構造の変化及び経済格差の拡大などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。

また、令和 2 年（2020 年）以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面活動の制限を余儀なくされ、地域行事やコミュニティ活動が休止するなど、それまで地域が担ってきた青少年健全育成の活動が停滞する一方で、スマートフォン等のデジタル端末を活用した SNS によるコミュニケーションやリモートワークなどが急速に普及するなど、私たちの生活に大きな影響を与えました。

学校教育では、GIGAスクール構想による 1 人 1 台端末の整備により、遠隔授業やオンライン学習など ICT を活用した教育活動が広がる一方で、子どもたちの日常生活においては、スマートフォンや SNS 等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活習慣の乱れなどが深刻になるとともに、外で遊んだり、動植物に触れたりするなどのリアルな体験の不足が課題となっています。

#### ウ 体験の格差

近年、世帯収入額に応じて子どもの体験活動への参加状況に差が生じる「体験格差」の問題が指摘されています。

令和 2 年度（2020 年）に実施した文部科学省の委託調査「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト『青少年の体験活動の推進に関する調査研究』報告書」では、体験が充実している子どもの背景として、保護者の収入や学歴が高い傾向にあることが把握されるとともに、体験の場や機会が提供される度合いには、家庭の要因によって格差があるものと考えられることが指摘されています。

#### エ 本道の教育課題

令和 4 年度（2022 年度）末に策定した「北海道教育推進計画（令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度））」では、子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長

していくことができるよう、次のような子どもたちや教育の現状を踏まえ、各般の施策の推進が必要としています。

- (ア) SDGs\*<sup>7</sup>・ESD\*<sup>8</sup>の推進により持続可能な社会の実現が必要
- (イ) 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育や、課題の発見・解決等に結び付ける教科等横断的な教育が必要
- (ウ) 専門性の高い特別支援教育や社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、豊かな人間性を育む道徳教育、国際理解教育の充実、体力・運動習慣の定着が必要
- (エ) ICTを効果的に活用した教育や、資質能力を備えた教員の確保・働き方改革の推進が必要
- (オ) 学校を核とする地域づくりや生涯にわたる学びの場の充実、自然災害や交通事故に対する危機対応能力を身に付けることが必要

## (2) 道内の青少年教育施設等の状況

### ア 国立青少年教育施設

国立青少年教育施設は、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供し、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、全国28か所に設置されています。

道内には、国立大雪青少年交流の家（美瑛町）と国立日高青少年自然の家（日高町）が設置されており、各施設400名定員の宿泊室を備え、比較的規模の大きな学校や団体の宿泊研修や子どもたちの体験活動の推進を担っており、本道の青少年教育を推進する上で重要な存在です。

今後も、道内の教育課題や施設運営上の課題を共有し、相互の教育機能を十分に発揮していけるよう、連携・協働を強化していく必要があります。

表11 道内の国立青少年教育施設

	設置年	定員	指導系職員 の配置	プログラムの 有無	主催事業 の実施	H30 総利用者数	R5 総利用者数
国立大雪青少年交流の家	S40	400人	○	○	○	102,884人	40,724人
国立日高青少年自然の家	S56	400人	○	○	○	75,122人	39,369人

### イ 市町村立青少年教育施設

道内の市町村立青少年教育施設（宿泊型）は、昭和38年（1963年）の羊蹄山麓青年の家の設置を皮切りに、ピーク時には14の市町村立や組合立による青少年教育施設が設置されましたが、現在は、廃止や名称の変更などを経て、7つの施設が運営されています。

多くの施設において、利用者の減少や老朽化に加え、地域コミュニティの変化や現代的な課題を踏まえた施設の在り方や、人材育成などが課題となっており、国・道・市町村がこうした課題を共有し、それぞれの役割を果たすことができるよう、持続可能な体制を構築する必要があります。

\*7 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

\*8 ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

表 12 道内の公立青少年教育施設（青年の家〔宿泊型〕、少年自然の家）

管内	市町村	施設名	設置	定員	指導系職員 の配置	プログラムの有無	主催事業 の実施
石狩	札幌市	札幌市青少年山の家	H1	400人	○	○	○
日高	新冠町	新冠町立日高判官館青年の家	S41	60人			
渡島	函館市	函館市青少年研修センター「ふるる函館」	H8	120人	○	○	○
上川	旭川市	旭川市春日青少年の家	S52	200人			
宗谷	稚内市	稚内市少年自然の家	S56	233人	○	○	○
十勝	清水町	清水町少年自然の家	S51	40人			
根室	根室市	根室市別当賀夢原館	H15	50人			

### ウ その他の公立施設

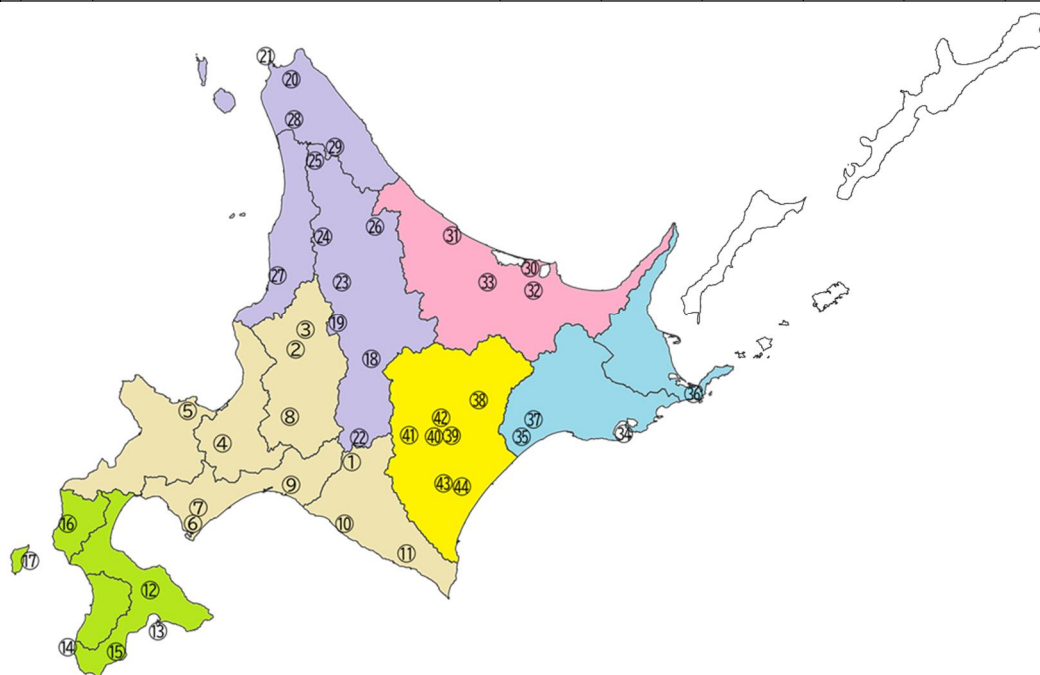
市町村においては、教育委員会が所管する青少年教育施設とは別に、廃校校舎を活用したり、施設の機能を複合化したりしながら、野外活動や地域の産業体験など様々な体験活動のプログラム及び研修の場を提供する宿泊型の施設を有しており、令和5年度（2023年度）に実施した調査では、29の市町村立施設が運営されています。

施設により、指導系職員の配置やプログラム提供の有無など運営の実態に違いはありますが、こうした類似施設の宿泊定員の総計は1,977人と、国立・道立・市町村立青少年教育施設の宿泊定員3,103人を含めた道内の宿泊型研修施設宿泊定員の約39%を占めており、学校の宿泊研修やスポーツ合宿、青少年教育事業などで活用されています。

表 13 学校が宿泊研修で利用している主な国公立施設（青少年教育施設を含む）

圏域		設置	施設名	廃校利用	定員	通年開所	指導系職員 の配置	プログラムの有無	主催事業 の実施
道央	①	国	国立日高青少年自然の家		400人	○	○	○	○
	②	道	ネイパル砂川		200人	○	○	○	○
	③	道	ネイパル深川		200人	○	○	○	○
	④	市	札幌市青少年山の家		400人	○	○	○	○
	⑤	市	おたる自然の村「おこぼち山荘」		160人	5～10月	○	○	○
	⑥	市	室蘭岳山麓総合公園宿泊研修施設「サンパワー380」		120人	○			
	⑦	市	登別市ネイチャーセンター「ふおれすと鉱山」	○	80人	○	○	○	○
	⑧	町	栗山町雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス	○	80人	○	○	○	○
	⑨	町	むかわ町生涯学習センター「報得館」	○	50人	○			
	⑩	町	新冠町日高判官館青年の家		60人	○			
	⑪	町	浦河町柏陽館	○	53人	○		○	
道南	⑫	道	ネイパル森		200人	○	○	○	○
	⑬	市	函館市立青少年研修センター「ふるる函館」		120人	○	○	○	○
	⑭	町	松前町交流の里づくり館	○	53人	○		○	○
	⑮	町	知内町青少年研修センター		64人	○			
	⑯	町	せたな町青少年女性研修所	○	設定なし	○			
	⑰	町	奥尻町町民センター	○	設定なし	○		○	
道北	⑱	国	国立大雪青少年交流の家		400人	○	○	○	○
	⑲	市	旭川市春日青少年の家	○	200人	5～10月			
	⑳	市	稚内市自然体験施設	○	非公表	○		○	
	㉑	市	稚内市少年自然の家		233人	○	○	○	○
	㉒	村	占冠村双民館	○	27人	○		○	
	㉓	町	和寒町研修館楡		61人	○	○	○	

道北	⑳	町	幌加内町ふれあいの家「まどか」	○	136人	○		○	
	㉑	町	中川町エコミュージアムセンター	○	55人	○		○	○
	㉒	町	下川町農村活性化センター「おうる」	○	49人	○			
	㉓	町	小平町やすらぎ滞在交流拠点施設「ゆうゆうそう」		55人	4～10月			
	㉔	町	豊富町セミナーハウス		50人	○			
	㉕	町	中頓別町そうや自然学校	○	30人	○		○	○
オホーツク	㉖	道	ネイパル北見		200人	○	○	○	○
	㉗	市	紋別生涯学習センター「Lila」	○	100人	○	○	○	○
	㉘	町	美幌町みどりの村		46人	○	○	○	
	㉙	町	生田原宿泊研修施設「キララン清里」	○	69人	5～10月			
根釧	㉚	道	ネイパル厚岸		200人	○	○	○	○
	㉛	市	釧路市音別町体験学習センター「こころみ」	○	107人	○	○	○	○
	㉜	市	根室市別当賀夢原館	○	50人	○			
	㉝	町	白糠町縫別自然の家	○	74人	5～10月			
十勝	㉞	道	ネイパル足寄		200人	○	○	○	○
	㉟	市	帯広市児童会館		88人	○	○	○	○
	㊱	市	帯広の森研修センター		100人	○			
	㊲	町	清水町少年自然の家	○	40人	○			
	㊳	町	音更町集団研修施設	○	80人	○		○	
	㊴	村	中札内村交流の杜	○	110人	○			
	㊵	町	幕別町集団研修施設こまはた	○	80人	○			



## 工 他府県の青少年教育施設

令和元年度（2019年度）に全国都道府県教育長協議会が実施した調査によると、全47都道府県中87.2%に当たる41県が、青少年教育施設を所管しており、所管施設の運営体制については、「指定管理者制度を導入」が最も多く68.5%に当たる89施設、「直営」が30.0%に当たる39施設、「PFI\*<sup>9</sup>導入」が1.5%に当たる2施設となっています。

\*9 PFI：Private Finance Initiative

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施することが可能。

また、今後の施設の管理運営の方法については、「指定管理者制度の導入から変更の予定はない」が 56.4%と最も多く、「直営を維持する」の 23.6%と合わせ 80.0%が、当面、現行体制に変更の予定はないとする一方で、「指定管理者制度の導入を検討している」が 9.1%、「PFI 導入を検討している」が 3.6%と運営方法の変更の検討も一定数見られます。

各都道府県が抱える青少年教育施設を維持する上での課題については、97.6%の都道府県が施設・設備の老朽化を挙げており、その他の課題として、運営については、資金・人材の確保、指定管理者制度やPFI導入など運営体制の見直し、プログラムについては、教科等との関連や現代的な課題、利用者ニーズに対応したプログラム開発、指導者の育成、利用者数については、少子化による利用者減少、閑散期対策、学校関係団体以外の利用促進等が挙げられています。

なお、最近のPFI導入施設としては、栃木県において、施設配置を見直し、4施設のうち1施設を令和6年（2024年）4月から、PFI法に基づく事業として設置・運営しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行などが期待されており、注視すべき事例となっています。

### (3) 民間事業者やNPOの状況

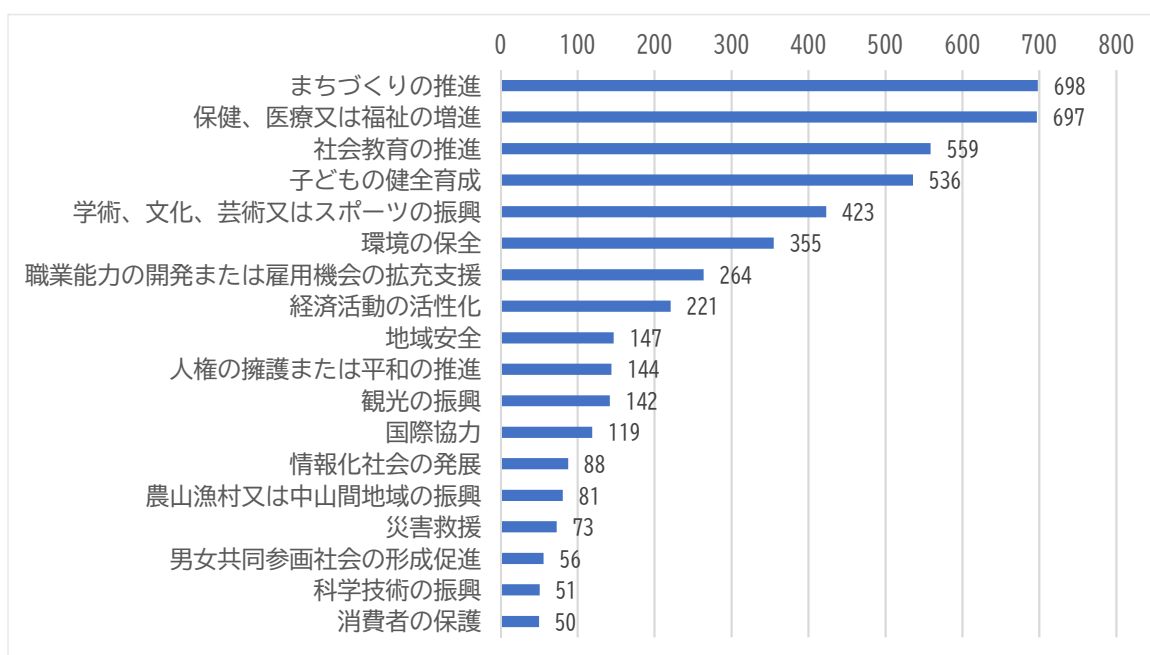
道内のNPO法人は、「まちづくりの推進」、「保健、医療または福祉の増進」、「社会教育の推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」を目的に掲げる団体が多くなっています。

子どもの健全育成に携わる団体は、令和5年（2023年）12月末で536団体（北海道所轄分）となっており、その活動は、自然体験やスポーツ、生活・文化体験などの体験活動のほか、子どもの居場所づくりや家庭教育支援など、次代を担う青少年の育成やそれを支える地域コミュニティの形成に重要な役割を果たしています。

さらに、民間においては、体験活動の提供を活動の主体として運営する事業者や、自社の強みを活かしたCSR<sup>\*10</sup>活動として体験活動の普及に貢献する企業が増えるとともに、アドベンチャートラベルなどの新たな旅行形態や、体験観光、教育旅行等のニーズの高まりから、北海道の魅力ある体験プログラムをパッケージングした観光業態が活性化し、体験活動の選択肢が広がっています。

こうした民間事業者やNPO法人による様々なアプローチは、指定管理者制度や包括的民間委託、PFIといった官民連携の検討・実施にもつながっていくものと考えられ、これまでの公共事業の在り方の転換が進みつつあります。

図4 道内NPO団体の活動内容（令和5年（2023年）12月末現在、北海道が所管する1,224法人中）



\*10 CSR：Corporate Social Responsibility

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

## 5 道立青少年教育施設の成果と課題

平成18年度(2006年度)から平成19年度(2007年度)までにかけて指定管理者制度を導入し、その後、条例改正により「青少年体験活動支援施設」として役割を新たにした平成26年度(2014年度)以降の施設運営の成果と課題について、社会情勢の変化も踏まえ、次のように整理しました。

### (1) 機能

#### ア 体験活動の推進

ネイパルでは、それぞれの施設の立地や周辺の教育資源を活用したプログラム開発を進め、年間を通じた主催事業の実施とともに、学校や子ども会、スポーツ団体など社会教育関係団体等の受入事業を通して、自然体験活動や社会体験活動など多様な体験活動プログラムを提供し、青少年の健全育成に寄与してきました。

一方で、令和4年度(2022年度)の国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等に関する意識調査」によると、コロナ禍を経て、青少年の体験活動は減少していることが明らかとなっています。

本道の状況としても、令和5年度(2023年度)の「生涯学習に関する住民の意識調査」において、「住んでいる地域に子どもたちが多様な体験活動をする場や機会が多いと思う」と答えた道民は52.0%と約半数に留まり、また、令和5年度(2023年度)の「全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)」において、「地域の行事に参加している」と答えた小学生は52.6%、中学生は32.7%と、いずれも全国平均より5ポイント程度低い結果となっており、本道の子どもたちの体験活動の充実に向け、地域と一層連携し、一体となって体験活動の機会や場を創出していく必要があります。

#### イ 生涯学習の促進

ネイパルはこれまで、社会教育関係団体の自主的な研修や交流の場として利用されてきたことに加え、グループや家族での利用、民間企業の研修など、多様な生涯学習活動の場としての活用が進められてきました。

また、近年は、指定管理者が持つノウハウを生かし、本道の食や歴史、環境などをテーマとした成人の学びや生きがいを創出する主催事業も少しずつ増えています。

一方で、施設の利用状況を見ると、令和5年度(2023年度)の受入事業における施設利用者の世代別区分では、学校の宿泊研修を中心とした青少年の利用が約83%、社会教育関係団体等の成人の利用が約17%と、成人層の利用はまだ少なく、今後、幅広い世代がネイパルの教育機能を活用できるような取組を更に進める必要があります。

#### ウ 人材育成の推進

ネイパルでは、これまで、主催事業の運営協力等を担う高校生や大学生を中心とした施設ボランティアを育成してきており、子どもたちの体験活動の支援に大きな役割を果たしています。

こうした施設ボランティアから、教員や市町村教育委員会職員、施設職員など、教育関係の職に就いた者もあり、青少年教育を支える担い手育成の貴重な機会になっています。

また、市町村等の要請に応じて、職員が出向き、体験活動プログラムの提供や事業等の運営支援を行うアウトリーチ事業により、市町村の青少年教育事業や生涯学習事業を支援するとともに、市町村や子ども会、地元企業等と連携した主催事業を実施するなど、地域の実態に応じた支援に努め、施設外においても体験活動の推進を通じた青少年の健全育成に寄与してきました。

そのような中、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域によっては、青少年教育事業の継続や、社会教育関係団体の維持・活動の継承が困難となる状況も生じており、地域づくりの担い手の育成・確保が深刻化していることから、地域の実態把握に努めるとともに、教育局や市町村教育委員会、地元企業、NPO等とより一層連携し、地域への支援や指導者の養成を強化する必要があります。

#### エ 調査・研究

ネイパルでは、体験活動や指導方法などについての先進事例に関する情報の収集・提供を行うとともに、本道の子どもたちをめぐる教育課題の解決に向けて、生活習慣や読書習慣の形成、体

力向上、不登校児童生徒を対象とした事業など、道教委の教育施策を踏まえた主催事業を企画し、その実施結果を検証し、効果的なプログラムとして市町村等に普及してきました。

一方で、上記ア～ウで示したように、地域における体験活動の推進状況やその担い手の状況などに課題が見られることから、地域と一体となってそれらの課題を解決していくためには、本道の青少年教育に関する現状と課題や、多様化する教育ニーズ等を把握し、対応するモデル的な取組を開発したり、必要な支援策を検証したりする機能を強化していく必要があります。

## (2) 管理運営

### ア 指定管理者制度による運営

指定管理者制度導入から第3期までは、指定管理期間を2～3年としていましたが、安定的な管理運営とするため、第4期及び第5期は4年、現在の第6期は5年としています。

各施設では、指定管理者の交代や職員の人事異動があった場合においても、所内研修等により職員の資質やサービスの質の向上が積極的に図られています。

また、各指定管理者は、「利用者満足度調査」により、ニーズの把握やサービスの維持・向上に努めているほか、職員の専門性を活かした事業の積極的な展開や、柔軟な施設運営の工夫などにより利用促進を図り、利用者満足度の向上や利用者の増加など、一定の成果を上げてきました。

表 14 令和5年度（2023年度）利用者満足度調査結果

	項目	ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 森	ネイパル 北見	ネイパル 足寄	ネイパル 厚岸	平均
①	建物や設備について（清潔さ、快適さ、利用しやすさなど）	90.2%	77.9%	93.2%	84.7%	98.9%	100.0%	90.9%
②	施設の体験活動プログラムについて（内容や指導方法など）	97.9%	92.7%	97.8%	97.8%	95.1%	97.7%	97.0%
③	食事について（質、量、バランスや接客など）	93.3%	89.5%	95.4%	80.3%	91.4%	86.6%	90.5%
④	施設利用料について（費用対効果・コストパフォーマンス）	92.7%	87.0%	90.7%	94.1%	95.4%	97.4%	92.8%
⑤	食事料金について（費用対効果・コストパフォーマンス）	88.6%	88.2%	90.8%	76.3%	84.3%	83.6%	86.3%
⑥	職員の対応について（親切さ、的確さなど）	95.9%	93.5%	94.9%	97.6%	97.7%	98.7%	96.2%
⑦	（利用者による）総合評価	96.9%	93.5%	95.8%	96.5%	100%	97.4%	96.7%

### イ 業務の実施状況の把握と評価

道教委は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、業務計画書、業務報告書、実地調査等のモニタリング\*11により指定管理業務の実施状況を把握するとともに、指定管理者との定期的な意見交換により、施設の管理運営に係る課題などの把握に努めています。

また、要求水準書に基づく管理運営の内容については、道教委が設定する「管理の目標」の達成度合いにより評価しており、概ね高い評価となっています。

一方で、管理の目標については、施設の設置目的を十分に果たすための指定管理者の取組を適正に評価するべきものであることから、教育施設としての機能をより発揮し、利用促進が図られるよう、適切に設定する必要があります。

表 15 管理の目標達成評価調書（令和5年度（2023年度））

	達成目標及び業績評価	指標値	ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 森	ネイパル 北見	ネイパル 足寄	ネイパル 厚岸
①	年間宿泊室稼働率の確保	60%以上	70.1%	57.0%	41.6%	44.6%	53.0%	44.6%
②	主催事業の参加者充足率	90%以上	103.0%	100.6%	118.8%	121.7%	107.0%	135.3%
③	利用団体等への訪問、各種広報活動	20回以上	28回	25回	62回	28回	22回	20回
④	施設の清潔さ、快適さ、利用しやすさ	90%以上	90.2%	77.9%	93.2%	84.7%	98.9%	100.0%
⑤	主催事業や施設運営に当たり地域住民や関係団体の参画	4回以上	5回	4回	18回	9回	6回	6回
⑥	利用者満足度調査（表14 ②～⑥）	90%以上	93.4%	89.9%	93.7%	88.9%	93.0%	92.8%

\*11 モニタリング

指定管理者が提供するサービスの維持向上を図るため、設置者及び指定管理者が随時又は定期的に行うサービス水準の監視等。

## ウ 運営経費

指定管理者は、道が支払う負担金と利用料金収入を運営経費として、施設の管理運営を行っています。

負担金については、物価高騰や賃上げなどの社会情勢の変化を踏まえ、競争性の確保と、安定的な施設運営等を図るため、施設の運営に係るコストの変動を指定管理期間中の各年度の負担金に反映できる仕組みに見直されました。

利用料金収入については、コロナ禍後に利用者数の回復が遅れ、指定管理に係る運営経費を圧迫している状況から、利用者数の増を図るとともに、指定管理者自身も収益を増やすことができるよう工夫するなどして、安定した施設運営を目指す必要があります。

表 16 条例による利用料金上限額の推移（円）

区分	H20		H24		H28		R1		R2		R6	
	宿泊	日帰	宿泊	日帰	宿泊	日帰	宿泊	日帰	宿泊	日帰	宿泊	日帰
4歳以上	0	0	150	100	230	150	230	150	340	220	510	220
小学生・中学生	190	0	300	100	450	150	450	150	670	220	930	220
高校生・大学生	300	0	450	100	690	150	700	150	980	220	1,370	330
引率	1,070	0	1,070	200	1,540	300	1,560	300	2,180	450	2,830	670
一般	1,070	0	2,140	400	2,860	620	2,910	630	3,780	880	4,910	1,230

## エ 職員の体制

指定管理者制度導入時から、道教委は、国や道の施策との連動性や、教育的観点から事業の質の確保を図るために、道教委職員（社会教育主事）を3名配置し、施設の運営や、利用相談、主催事業の企画・立案などについて、指定管理者に対し専門的な指導・助言を行ってきました。

また、指定管理者においても、教員免許や社会教育主事任用資格を有した専門性の高い職員の配置が進められるようになってきており、道立青少年教育施設としての役割を十分に踏まえた運営力が高まる傾向にあります。

そのため、これからの施設が担うべき役割や機能等を総合的に勘案し、道教委職員の配置の必要性や担う役割について検討する必要があります。

## (3) 施設・設備

### ア 施設の配置

令和5年（2023年）12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、令和2年（2020年）に522万人である北海道の総人口は、令和32年（2050年）には、382万人と26.9%減少することが予測されており、ネイパルの利用についても、その影響を免れることは難しいと考えられ、今後、適正な配置について検討していく必要があります。

表 17 北海道の将来推計人口

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口	522万人	501万人	479万人	456万人	432万人	407万人	382万人
R2を100としたときの指数	100	95.8	91.7	87.3	82.7	77.9	73.1

### イ 施設・設備の老朽化

近年、いずれの施設においても築年数が経過し、修繕が必要な施設・設備が増加している中、各施設からの修繕の要望をとりまとめた施設整備計画書に基づき、利用者の安全面に関わる箇所など、優先度を決めて修繕しています。

ネイパル砂川については、令和5年（2023年）～令和6年（2024年）にかけて、長寿命化改修工事を実施したところです。

今後も、施設の教育機能の十分な発揮と利用者の安心安全な活動を保障するため、計画的な修繕や改修が必要です。

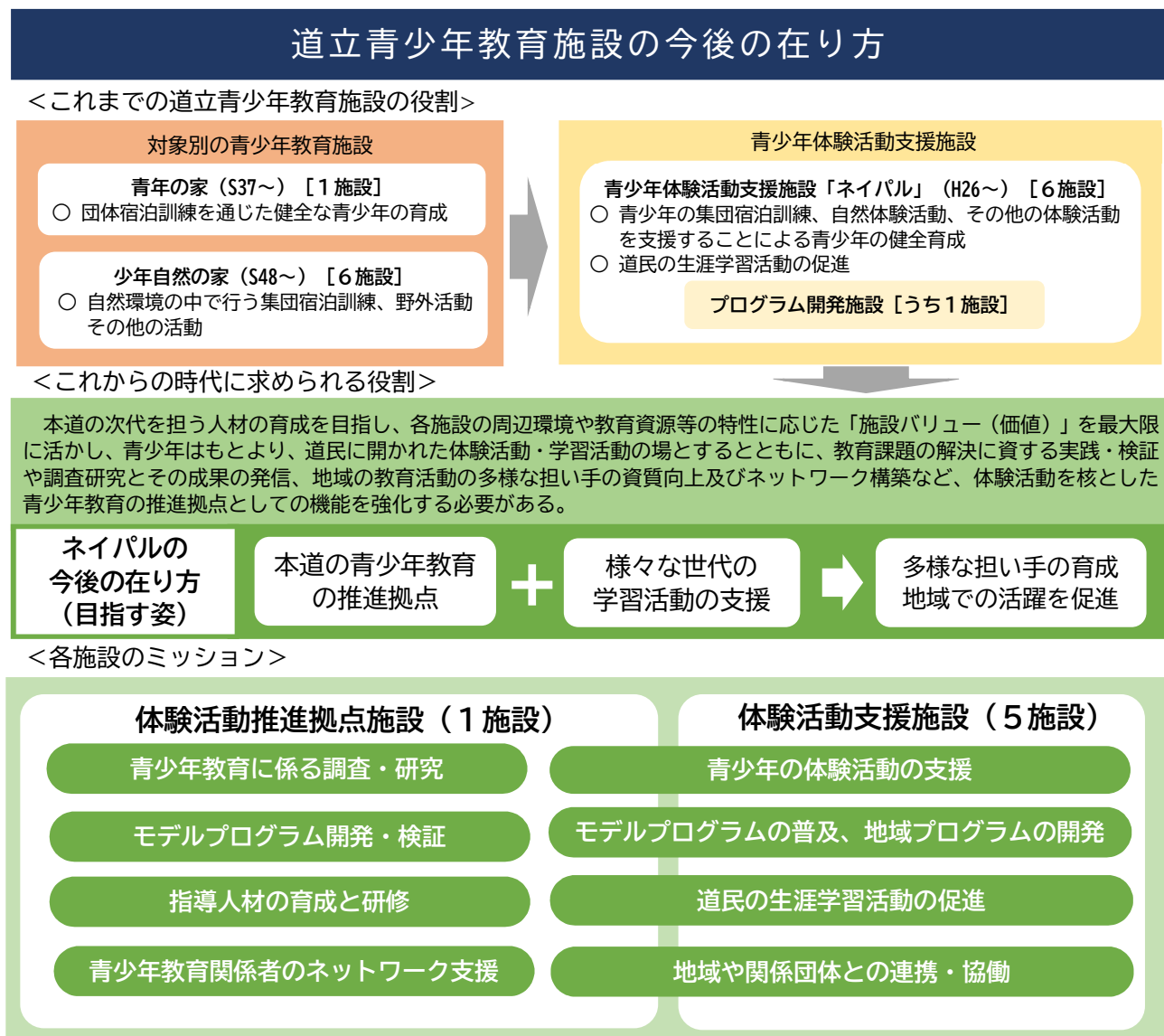
## 6 道立青少年教育施設の今後の方向性

道立青少年教育施設が、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の大きな変化を踏まえて、教育的な価値を更に高め、今後も、道民に必要な施設としての役割を果たすためには、各施設の周辺環境や教育資源等の特性に応じた「施設バリュー」\*12を最大限に活かし、本道の体験活動を核とした幅広い世代のための生涯学習の推進拠点として、ネイパルの持つ教育機能を十分に発揮することが重要です。

そのため、施設の役割や機能を再整理し、6施設のうち5施設については、「道立体験活動支援施設」として、これまでの青少年の集団宿泊活動を通じた体験活動の支援や、青少年に限らず多様な生涯学習活動の促進を主な目的とした位置付けを継続し、1施設については、プログラム開発や調査研究の役割をこれまで以上に機能させ、地域の教育活動を担う指導者育成の機能を強化することにより、本道の青少年教育のセンター機能を有する拠点とするとともに、他の5施設の支援機能を統括する施設として、「道立体験活動推進拠点施設」へと、新たに位置付けることを検討します。

一方で、このように役割を再整理し、社会の変化や教育課題に対応した機能を強化するとともに、将来的には、今後の人口減少や施設の老朽化に合わせた施設の適切な配置や設備の在り方を最適化していく必要があることから、今後の方向性を次のように整理しました。

図5 道立青少年教育施設の今後の在り方



\*12 施設バリュー

施設の周辺環境や教育資源等の地域のポテンシャル、それらを活用したプログラム、求められる役割等、各ネイパルが持つ未来に引き継いでいくべき価値や可能性をイメージ。

## (1) 機能

道立青少年教育施設の目指す姿を具現化するため、体験活動推進拠点施設と体験活動支援施設それぞれの機能を最大限発揮できるよう、今後の役割を次のとおり整理します。

### ア 体験活動の推進

近年、体験活動が青少年に与える様々な教育的効果が明らかになってきている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校や地域における様々な体験活動の機会が減少しており、こうした状況の中、家庭環境の差が広がるなど、リアルな体験を得る機会に格差が生じています。

こうした状況を踏まえ、各ネイパルの周辺環境や教育資源等の特性に応じた「施設バリュー」を最大限に活かし、教育的効果や発達段階に応じたプログラムによる主催事業の実施や、学校や団体のニーズに応じた豊富なプログラム提供による受入事業の充実を図るとともに、体験格差の解消を目指して、地域や民間企業やNPOと連携した多様な体験活動の場を創出します。

	具体的な取組	対象となる施設
①	教育的効果や発達段階等に応じた主催事業の実施	体験活動支援施設 体験活動推進拠点施設
②	受入事業における、学校や団体のニーズに応じた質の高い豊富なプログラム提供	
③	地域や民間企業、NPO等との連携した多様な体験の場の創出	

### イ 生涯学習の促進

ネイパルは、人が学び、人が育ち、人がつながる道民のための施設として、体験活動を通じて、全ての世代、地域住民や団体、指導者など多様な方々の生涯学習の学びの拠点として機能することが重要ですが、集団宿泊活動を軸とした青少年の体験活動の場としての利用が多い実態となっています。

そのため、「施設バリュー」や指定管理者の持つノウハウを生かし、幅広い世代を対象とした個人のスキルアップや生きがいづくりに資する主催事業を充実させるとともに、学びを通して、人や地域がつながる拠点づくりを目指した事業の工夫や環境の醸成、情報発信の充実を図ります。

なお、今後、ネイパルにおいて生涯学習活動の支援を充実させていくにあたっては、本道における生涯学習の推進や支援の方向性について、北海道立生涯学習推進センターとの連携や役割分担など、中長期的な視点に立って、望ましい推進体制を構築していくことを検討していきます。

	具体的な取組	対象となる施設
①	幅広い世代を対象とした個人のスキルアップや生きがいづくりを目指した主催事業の充実	体験活動支援施設 体験活動推進拠点施設
②	学びを通じた人や地域がつながる地域の拠点づくりの推進	

### ウ 人材育成の推進

社会教育施設においては、住民参加による課題解決や、地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化していくことが必要です。

そのため、ネイパルにおいては、関係機関や団体、企業等の関係者が、本道における青少年教育や生涯学習を支える多様な担い手の一人として、それぞれが持つ機能や特性、機動力を発揮して活動を行えるよう、指導者の養成や資質・能力の向上を目指した研修会を実施するとともに、連携強化を目的としたネットワークの構築を図ることを検討します。

また、国立青少年教育施設が、先進的な取組の推進と普及や、青少年教育団体への活動助成等により青少年教育を牽引する役割を担う一方で、ネイパルは、広域行政である道教委の所管施設として、市町村や関係団体等との、より緊密な連携・協働が可能となるポジションを活かして、国立青少年教育施設とも連携しつつ、地域の実情や要請に応じた機動力の高い取組を推進します。

これまで、市町村の青少年教育事業や生涯学習事業の展開において、施設職員が講師や運営支援の形で連携したり、市町村との共催事業を実施したりするなどしてきましたが、今後は、各施設の持つ、青少年教育にとどまらない様々な教育機能を、地域の多様な関係機関や団体、企業等が理解し、効果的に活用することができるよう、実態把握に努め、支援体制を構築し、地域との連携の一層の強化を図ります。

	具体的な取組	対象となる施設
①	関係機関や団体、企業等の関係者を対象とした、指導者の養成や資質・能力の向上を目指した研修の実施	体験活動推進拠点施設
②	指導者の連携強化を目的としたネットワークの構築	
③	市町村や関係機関、団体や民間企業等の取組状況に関する実態把握	
④	ニーズに応じた地域や団体との連携や支援	体験活動支援施設 体験活動推進拠点施設

## エ 調査・研究

ネイパルが、教育機能を十分に発揮していくため、道内の青少年教育施設の現状や課題や、市町村や民間等の体験活動や生涯学習に係る取組状況などについて、実態の把握を進めるとともに、道内外の先進的な取組の情報収集を行うなど、調査機能の維持・向上を図ります。

また、今後、ネイパルが社会情勢や教育的な課題に対応した先導的な体験活動や生涯学習を進めていくためには、学習者の課題や地域課題に対応する「施設バリュー」を活用した教育効果の高い体験活動プログラムの開発が必要です。

そのため、体験活動や生涯学習の課題解決に資する先進的なモデルプログラムの開発に向けて、各体験活動支援施設や様々な関係機関等と連携・協働したモデル事業等を実施・検証し、その成果を市町村や青少年教育施設、関係機関、団体、企業等に効果的に普及するとともに、それぞれの地域の実態や特性、課題に応じた地域プログラムを開発・実施するなどの実践的な研究を強化します。

なお、学校における総合的な学習（探究）の時間と関連付けたプログラムについては、学校との連携を図りながら開発を進め、ネイパルが持つ機能やネットワーク、これまでの実践等の強みを生かして、地域課題探究型の学習活動を支援します。

	具体的な取組	対象となる施設
①	道内青少年教育施設の現状や課題についての分析	体験活動推進拠点施設
②	道内外の先進事例の情報収集と情報提供	
③	各体験活動支援施設や関係機関等と連携したモデルプログラムの開発や普及、モデル事業の実施検証	
④	地域の実態や特性、課題に応じた地域プログラムの開発・実施	体験活動支援施設

## (2) 管理運営

### ア 指定管理者制度の継続

民間による管理運営のノウハウの活用や、民間の視点による各種取組の成果、事業の効率性等を踏まえ、当面は、指定管理者制度による管理運営を継続します。

なお、今後の指定管理期間については、道の「指定管理者制度に関する運用指針」に示す考え方を踏まえて、適切な期間を設定しますが、本在り方においては、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化の排除などを総合的に判断し、現行と同じ5年と仮定し、次期の第7期指定管理期間（令和9年（2027年）～令和13年（2031年）と仮定）を、第8期指定管理期間（令和14年（2032年）～令和18年（2036年）と仮定）から本格的に運用する（1）ア～エで示した役割・機能を試行・検証する期間とします。

また、将来的な施設の管理運営方法については、道財政の状況や「北海道ファシリティマネジメント推進方針」、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」等を踏まえ、施設の配置見直しと併せ、効率的・効果的な管理運営方法を検討していきます。

### イ 管理の目標の適正化

利用促進に係る管理の目標については、施設の機能が十分に発揮されるものでなければならず、また、指定管理者による管理運営の成果が適切に評価されることが重要です。

そのため、次期指定管理者公募に向けては、延利用者数を指標に加えるなど、指定管理者による取組の成果をより直接的に評価することができる目標の設定を検討します。

## ウ 運営経費の見直し

昨今の社会情勢や経済情勢の変化から、施設の管理運営に必要な経費が増す中、教育施設としての機能や質を維持するために、運営経費の見直しが望まれます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、利用者数が十分に回復せず利用料金収入が減少している現状や、急激な物価の上昇を十分に踏まえ、利用者のニーズに対応した利用料金体系の見直しについて、検討を進めます。

例えば、現在は人数単価の利用料金設定となっておりますが、研修室や体育館等については、時間単位の貸出しによる利用料金設定を導入するなど、利用料金体系の見直しを検討します。

さらに、指定管理者制度の特徴の一つとして、施設の利用者の増加や利便性の向上、管理の目標の達成を図ることを目的として、指定管理者の自主性や創意工夫を生かした収益性のある事業である「自主企画事業」を設定できることとなっておりますが、施設によっては、具体的な展開が図られていないことから、各施設の取組が情報共有できる機会を設定していきます。

## エ 職員の配置

指定管理者制度を継続する上で、指定管理者が道立青少年教育施設としての役割を十分に踏まえた運営力を発揮するためには、施設職員の専門性を高めることが重要です。

そのため、指定管理者の公募において、社会教育士の配置を条件に盛り込むことや、審査の際の評価対象とすることを検討するとともに、施設職員の資質向上を図る研修を実施するなどして、体験活動はもとより青少年教育や生涯学習等に関する専門性の高い施設職員の配置を促進します。

また、各施設に駐在する道教委職員（社会教育主事）については、これまで、指定管理者との連携や指導・助言により教育機能の維持・向上に一定の成果をあげてきましたが、本在り方で示す今後のネイパルが担う機能を踏まえるとともに、指定管理者による専門性の高い職員の配置に伴い、その配置や担う役割について、施設ごとの見直しを検討します。

## (3) 施設・設備

### ア 施設配置の見直しの視点と方向性

今後の人口減少の予測や、施設利用者数が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状況までの回復に至らない現状を踏まえながらも、広域行政の一端を担う道立施設として質の高い教育機能を維持し、効率的・効果的に発揮していくために、その配置の在り方を最適化していく必要があることから、今後の施設の配置については、

- ① 利用実態（利用の内容や対象、利用人数等の実績、宿泊室稼働率など）
- ② 近隣の宿泊研修や体験活動を提供できる同種・類似の施設の状況
- ③ 民間企業、団体等による体験活動や青少年健全育成の取組状況

の3つの視点を総合的に勘案し、検討していくこととします。

また、施設の配置は、本在り方で示す今後のネイパルが果たす役割、地域の教育活動を支える機能を存続させていくために見直すことが重要であることから、道立施設としての配置を見直す場合であっても、単に利用者減や老朽化を理由に廃止するのではなく、その機能を継承する新たな担い手への移管・譲渡等も含め、長期的な視野で検討します。

そのため、第7期指定管理期間（令和9年（2027年）～令和13年（2031年）と仮定）については、6施設を維持しながら本在り方で示す施設の役割や機能の確立を進め、（2）エで述べている道教委職員（社会教育主事）の配置の方向性も踏まえた上で検討し、第8期指定管理期間（令和14年（2032年）～令和18年（2036年）と仮定）中に、その後の施設の望ましい配置の方向性を検討します。

### イ 施設・設備の修繕・改修の考え方

施設や設備の老朽化や故障・運転不良に伴う修繕箇所については、築年数の経過とともに増加する傾向があり、引き続き、計画的な修繕により、施設機能の維持管理に努めます。

また、特に、長寿命化改修工事の実施に際しては、改修に併せ、改正バリアフリー法及び改正障害者差別解消法に対応し、高齢者や障がい者が安心して利用できるレイアウトにするなど、幅広い年代が安心安全で快適に活動できるよう改修内容を検討します。